

区民の声の公表（令和8年（2026年）2月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
<p>ペット迷惑対策のマナープレートの喚起文の追加について</p>	<p>現在、ペット排泄放置の迷惑に対し、保健所作成の文言として『フンは必ず持ち帰りましょう！』が存在します。勿論、糞の放置も散見されますが、目に付き不衛生なことは、歩道の手すり、警察の通信設備を設置するポール、柵等にマーキングする行為です。これはペットの排泄のために散歩に連れ出し、決められた場所で排泄を癖づける飼い主の迷惑マナーです。排泄跡が不衛生にシミになり、ペットも自分の縄張りとして排泄します。マナーとしては水で流すことですが、現実にはペットボトルの水を適当にかけるのみ。排水の悪いアスファルトに水を溜めるだけで、流してはけません、希釈するだけで、水分だけ蒸発し尿成分は残りシミになります。通行人は不快な気分です。その類いの多い通り沿の狭い歩道は特に不快ですし、排泄箇所を避けて歩行しなければならず、安全歩行もままなりません。そこで新たに保健所作成のマナープレートに『マーキング、排泄等のご遠慮下さい。』と追加作成をお願い致します。バス停付近、マンションの入口付近、店舗の入口付近、盲人ブロッコ箇所でのペットの排泄は排泄厳禁エリアにすべきです。何卒、ご理解頂き新たに「マーキング、排泄等のご遠慮下さい。」を追加作成させて頂きたく、お願い申し上げます。汚すのは犬ですが、そうさせるのは飼い主です。</p>	<p>区では、飼い主が飼育マナーや周辺環境への配慮などの秩序を守り、責任を持って飼育することが重要ととらえ、ペットの適正飼育および飼い主の責務に関する啓発に取り組んでいます。今回いただいた「マーキング・排泄に関する注意喚起文言」の追加についてのご意見は、貴重なご提案として受け止め、今後のマナープレート作成時の参考として検討させていただきます。また、引き続き飼い主の飼育マナー向上に向けた啓発を継続します。飼い主の方々の意識変容には時間を要し、すぐに効果が表れないことは大変心苦しい限りですが、区民の皆様が快適に生活できる環境の維持・改善に引き続き努めます。</p>	<p>世田谷保健所生活保健課</p>	<p>電話:03-5432-2908 FAX:03-5432-3054</p>	<p>令和8年(2026年)2月2日</p>	
<p>選挙における投票時の身元確認について</p>	<p>衆議院議員の期日前投票に行き、投票しななければならない、また、選挙人名簿の照合をしなければならないと定められています。さらに、期日前投票においては宣誓書の提出も併せて求められています。期日前投票の受付では、真正に書かれた宣誓書と選挙人名簿を照合することにより本人確認をしております。公職選挙法で定められている本人確認は選挙人名簿との照合であり、公的機関発行の写真付き身分証明書等での本人確認は求められておりません。写真付き身分証明書による本人確認を必須とした場合、所持していない有権者は投票できず、憲法が保障する選挙権を制限してしまうこととなります。また、パソコンで名簿対照を行う従事員に対しては、パソコン上に表示されている選挙人の年齢等を確認し、詐偽投票防止に努めるよう周知しているところです。なお、氏名を詐称するなどにより、投票した者又は投票しようとした者は2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます(公職選挙法第237条)。</p>	<p>公職選挙法では、投票は自ら投票所に行き、投票しななければならない、また、選挙人名簿の照合をしなければならないと定められています。さらに、期日前投票においては宣誓書の提出も併せて求められています。期日前投票の受付では、真正に書かれた宣誓書と選挙人名簿を照合することにより本人確認をしております。公職選挙法で定められている本人確認は選挙人名簿との照合であり、公的機関発行の写真付き身分証明書等での本人確認は求められておりません。写真付き身分証明書による本人確認を必須とした場合、所持していない有権者は投票できず、憲法が保障する選挙権を制限してしまうこととなります。また、パソコンで名簿対照を行う従事員に対しては、パソコン上に表示されている選挙人の年齢等を確認し、詐偽投票防止に努めるよう周知しているところです。なお、氏名を詐称するなどにより、投票した者又は投票しようとした者は2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます(公職選挙法第237条)。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>	<p>電話:03-5432-2751 FAX:03-5432-3045</p>	<p>令和8年(2026年)2月3日</p>	
<p>産後ケア</p>	<p>こども家庭庁が作成した「産後ケア事業ガイドライン」の「産後ケアがユニバーサルサービスである」旨が記載されている中、世田谷区では23区最大の人口規模であるにも関わらず、限られた施設でしかショートステイを利用できないことで利用可能性が狭められている。他区の施設に委託しない理由、委託施設数が少ない理由、来降以降に委託数を増やす予定があるか、現状の世田谷区での産後ケアの運用がこども家庭庁の「産後ケアガイドライン」の趣旨と適合していると考えているか、についてそれぞれ区の見解を教えてください。</p>	<p>世田谷区における産後ケア事業については、区と事業者の連携が重要であると考え、世田谷版ニューボラのネットワークの中で「顔の見える関係」として日頃から連携している区内の医療機関に委託してきた経緯があります。委託数については他区に比べて委託している施設数は少ないものの、産後ケア専用施設であり、1日あたりの利用可能枠が多い産後ケアセンターを有している点は、世田谷区の特徴であると考えています。また、産後ケア事業の需要が高まっていることを踏まえ、令和5年(2023年)度に至誠会第二病院への委託を開始するとともに、アウトリーチ型を開始するなどの拡充をしてきたところです。それでもなお、ご予約が取りにくい現状を課題と捉え、令和7年(2025年)3月に策定した「世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」において、今後の方向性として、対象となる方が希望通りに利用できる体制を目指すことを示しています。同計画に基づき、令和7年(2025年)10月には久我山病院(ショートステイ型)への委託を開始しており、引き続き事業の拡充に取り組みます。なお、当区の産後ケア事業については、「産後ケア事業ガイドライン」において示されているケアの具体的な内容や市区町村と事業者との連携の重要性について、その内容を参考に事業運営を進めており、当該ガイドラインの趣旨に沿っているものと考えています。</p>	<p>子ども・若者部 児童相談支援課</p>	<p>電話:03-6304-7731 FAX:03-6304-7786</p>	<p>令和8年(2026年)2月5日</p>	
<p>マイナンバーセンターのシステムについて報告</p>	<p>マイナンバーカード再発行のため、マイナンバーカードセンターに伺いました。手続きの申請書類は紙に手書き、手数料の支払いは現金のみ、領収書は手書きの領収書の対応でしたが、区役所のDXは進んでいないのでしょうか。</p>	<p>現状、手続きの際に提出していただく申請書類につきましては、紙面に直筆で記入をお願いしています。また、一部の窓口ではキャッシュレスでの支払い及びレジスターでの対応をしていますが、マイナンバーカードセンターにつきましては、導入費用と維持費、受付件数との費用対効果を鑑みて、現状、導入していません。いただいたご意見は、今後、窓口運営において、より区民の方の利便性を向上させるための貴重な検討要素とさせていただきます。</p>	<p>地域行政部 マイナンバー担当課</p>	<p>電話:03-6413-9481 FAX:03-6413-9482</p>	<p>令和8年(2026年)2月5日</p>	
<p>幼稚園の預かり保育料および認可外保育施設(一時保育等)保育料補助制度の見直しについて</p>	<p>現在、保育園に入園することが叶わず、幼稚園の預かり保育に子どもを預けながら就労しております。その立場から、幼稚園の預かり保育料および認可外保育施設(一時保育等)保育料に関する補助制度について、見直しをご検討いただきたく要望をお伝えいたします。まず、幼稚園の預かり保育料についてです。夏休み等の長期休み期間は14時までの通常保育が実施されないため、預かり保育の利用時間が長くなり、保育料の負担が大きくなります。例えば、9時から17時まで預けた場合、1日あたり約4,000円の費用がかかります。毎日預けた場合現在の月額上限11,300円では実情に見合っており、全く足りない状況です。また、現行の日額単価450円×利用日数という算定方法についても、長時間利用を前提とした預かり保育の実態に即した形への見直しをご検討いただきたいです。さらに、幼稚園で預かり保育が実施されない日には、認可保育園の一時保育(認可外保育施設)を併用しておりますが、こちらも1日あたり3,000円前後の費用がかかります。そのため、認可外保育施設等を併用する場合の保育料補助についても、上限額の引き上げをお願いできればと存じます。欲を申し上げれば、就労認定のある家庭に限ってでも、延長保育料や長期休み期間の預かり保育料を実質的に全額補助していただくと、非常にありがたく思います。保育園の無償化は着実に進んでおりますが、保育園に入れず幼稚園を選択せざるを得ない家庭も多く存在しております。幼稚園に通う子どもたち、そしてその保護者への支援についても、ぜひお忘れなくご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>区では、私立幼稚園の預かり保育について、月額11,300円を上限として保育料の補助を行っております。また、私立幼稚園に通っている方の認可外保育施設等の利用についても、在籍園の預かり提供時間数や年間の預かり保育の日数に応じて、補助対象となる場合は、月額上限11,300円に含んで補助しております。この上限額や算定方法は、全国的な平均利用実態を踏まえて国が定めているもので、現行の区の無償化は国の制度に基づき運用しているところです。国の制度については、令和元年(2019年)10月の3～5歳児の無償化時から据え置かれていた給付上限額が令和8年(2026年)10月から月額12,300円に見直される予定です。共働かせ帯の方にとって、長期休業期間(夏休み等)における預かり保育の利用負担が大きいというご意見は、今後の施策を検討する上での課題として受けとめさせていただきます。</p>	<p>子ども・若者部 子ども・若者支援課</p>	<p>電話:03-5432-2066 FAX:03-5432-3016</p>	<p>令和8年(2026年)2月6日</p>	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
また選管のミス	以前の期日前投票で5区と6区の投票箱を間違えたことがありました。選挙公報が私の地区に配布されなかったことがありました。今回は、不在者投票先に、5、6区の候補者一覧表が取り違えていました。投票箱や一覧表を取り違えた場合に、投票者の意志ではないのに、無効になるのは、無責任です。区報に、責任者、区長の詫びを掲載すべきだし、区側の誤りの場合に、無効にならない措置を取れるように公選法を改正させるように役所として動くべきだと思います。今回もし4票差で当落が決まったら、単なる無効では済まされないですよ。再発防止も当然ですが、投票者ではない側の誤りは、修正できるように改善すべきです。公選法でできないならば、公選法を改正させるべきでしょう。	今般の衆議院議員選挙の不在者投票において、東京都第5区及び第6区の候補者氏名等一覧を取り違えて送付してしまい、4名の小選挙区票が無効となってしまったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。また、再投票につきましては、公職選挙法上では一度不在者投票したものをやり直すことはできないと解されており、公選法を改正すべきとのご意見についてですが、一人一票の原則が大前提であるため、一人につき複数の投票用紙に記載させる旨の法改正は難しいと考えております。そのため、当事務局といたしましては、二度とこのようなミスが起きないように再発防止策を講じてまいります。	選挙管理委員会事務局	電話:03-5432-2751 FAX:03-5432-3045	令和8年(2026年)2月9日	
民泊施設について	現在、学校の1メートルの隣地に民泊施設の計画があります。近隣には保育施設等もあり、このような文教、子育て地域に隣接される民泊施設の開設を認めていいのでしょうか？無人での運営を計画しているようで近隣住民も大きな不安を抱えています。この物件は、耐震や防火面でも疑念の残る物件です。近隣との距離は1mにも満たず、木造住宅の密集地域で、安全面でも多くの不安が残ります。まだ、許可もされていませんがWEBサイト上の地図には、すでに宿泊施設のフラグが立っています。民泊施設については、以前にも改善の要請をさせていただきましたが、世田谷区の条例はいまだに改善されていません。早急に対策を取り、本計画の中止を求めます。世田谷区では、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる ～環境共生都市せたがや～」、基本計画などでは、理念として参加と協働、誰もが安心して暮らせるまち、持続可能な未来とし、これらは、「個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする」という姿勢のもと、住宅都市としての住環境とコミュニティを守り育てる、という姿勢を述べていますが、本件は、これに逆行するものではないのでしょうか？早急に現状を把握し、対策を講じていただきたいと思ひます。	住宅宿泊事業(いわゆる民泊)については、年間180日以内の範囲で営むことができますが、条例に基づき、都市計画法上の住居専用地域では原則、平日の営業を制限しています。また、今回開設予定の旅館業の施設については、住居専用地域以外で営業を行うことができます。住宅宿泊事業は届出制で、届出の書類に不備がなければ受理となります。旅館業は許可制で、許可に必要な書類に不備がなく、教育施設等への意見照会を行ったうえで、施設に立入検査を行い、構造設備基準を満たしていれば、許可となります。受理、許可にあたり、区では事業者に対して、事前相談や届出、申請の際に、近隣への施設開設に関する周知の実施、廃棄物の処理等に関するルールの利用者への徹底を指導しています。また、消防署への事前相談を促しています。区では、住宅宿泊事業、旅館業の施設の増加とともに、区民からの騒音や廃棄物、不安による相談が増加している一方、地域環境の調和を意識し、適正な運営を行っている施設もあります。これらを鑑み、令和7年(2025年)度に関係所管による庁内連絡会を開催し、現状や課題を共有のうえ、今後の方向性を検討しました。令和8年(2026年)度には協議会を設置し、今後の旅館業、住宅宿泊事業において、事業者に適正な運営を促し、区民が安心して生活できる環境にしていくために、様々な方からご意見をいただき、今後の施策に反映させていく予定です。区では、基本計画において、区政が目指すべき方向性として「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」と掲げております。様々な人々が互いの多様性を尊重し活かすインクルーシブな視点に立ち、区民、事業者、行政が協働し、区民の方が安心して住み続けられる世田谷となるように、引き続き、事業者に適正な運営を行うように、指導に努めてまいります。	世田谷保健所 生活保健課	電話:03-5432-2904 FAX:03-5432-3054	令和8年(2026年)2月12日	
川のゴミ	川にゴミがたくさん浮いていますが、比較的浅い川(丸子川など)の中のゴミを、世田谷区で片付けたりすることはあるのでしょうか？あるとすれば、年何回くらいでしょうか？個人的に丸子川親水公園の川の中のごみを拾ってみたのですが、量が多く水分で重く、個人でやるのは大変だったので、世田谷区でやっていただいているのであれば他の所のゴミ拾いをしようと思ひているのですが…もし世田谷では川のゴミは清掃していないということでしたら、安全に参加できる川ゴミ拾いイベントを開催していただけないでしょうか。川ゴミ拾いのノウハウが知りたいです。	小規模な河川や公園の維持管理は、世田谷区で行っております。丸子川などの河川については、区民の方々からの通報やパトロールにより、適宜清掃等を行っております。また、丸子川親水公園内については、月3回清掃作業を行っております。河川内での作業は危険を伴いますので、ご連絡をいただければ区のほうで対応いたします。	土木部 工事第二課 砧土木管理事務所	電話:03-3417-9571 FAX:03-3417-9573	令和8年(2026年)2月13日	
民泊に関する検討会メンバーについて	現在、世田谷区において民泊に関する検討会の設置・運営が進められていますが、実効性ある制度設計を行うためには、実務に精通した運営事業者の知見を十分に反映させることが不可欠であると考えています。その観点から、全国の民泊・小規模宿泊施設の運営管理事業者を会員とし、現場の課題把握や適正運営の推進に取り組んでいる協会を、本検討会の構成メンバーとして参画させていただき、強く要望します。同協会は、実務的かつ中立的な立場から、地域社会との共生、法令遵守、適正な運営体制の確立に資する知見を有しており、検討会の議論の質を高め、区民・事業者双方にとって望ましい制度形成に大きく寄与するものと確信しています。前向きにご検討いただけますよう、よろしくお祈ひします。	旅館業及び住宅宿泊事業については施設数の増加に伴い区民の皆様からの相談、苦情が増加していることや、他自治体の状況を鑑みると、区民の皆様が安心と静穏な住環境の確保のための検討が必要であると認識しています。当区では学識経験者、区民代表、事業者代表等から構成される協議会を令和8年(2026年)度で開催し、他自治体の条例等及び優良施設との連携等の事例を踏まえ、様々な立場の方からご意見を伺い、旅館業及び住宅宿泊事業の適切な運営のあり方を検討する予定です。協議会委員につきましては、検討中です。	世田谷保健所 生活保健課	電話:03-5432-2904 FAX:03-5432-3054	令和8年(2026年)2月13日	
保育サービスの拡充と病児保育の充実について	世田谷区で子育てに励む一区民として、現在の保育環境について切実な意見を申し上げます。まず、令和6年(2024年)度・7年(2025年)度と待機児童数が50名前後に上っている現状をどのように捉えていますか？区のこれまでの取り組みには敬意を表しますが、数字以上に「希望の園に入れない」といった、統計に表れにくい苦境に立たされている家庭が依然として多いのが実情です。この現状をどのように分析し、今後の解消に向けた具体的なロードマップを描かれているのでしょうか。また、共働き世帯が一般的となった今、病児保育の圧倒的な不足も深刻な課題です。子供の急な発熱時、預け先が見つからず仕事を断念せざるを得ない状況は、親のキャリアだけでなく精神的な追い込みにも繋がります。「子育てしやすい世田谷」を形骸化させないためにも、待機児童の完全解消に向けたさらなる受け皿の確保と、病児保育の拠点拡大および予約システムの利便性向上を強く要望いたします。	1. 待機児童等の状況を踏まえて 令和7年(2025年)4月入園にて保育待機児童が生じた状況を踏まえ、世田谷区では令和7年(2025年)7月に保育の定員確保の新たな取組みを決定し、新規施設の整備等により定員確保に向けた取組みを進めているところです。また、令和8年(2026年)4月入園一次選考の申し込み数が前年より大幅に増加したことを受けまして、既存保育施設に対し令和8年(2026年)4月入園の定員拡充の要請等を行い、施設の面積や人員等の基準を踏まえ定員拡充の可能性がある各施設と個別に調整を行っています。さらに、就学前人口は減少傾向にあります。今後も保育施設の利用を希望される方の増加が続くことが見込まれることから、令和9年(2027年)4月以降開設の新規施設の整備等を前倒しすることを決定し、令和8年(2026年)2月に区議会に報告するとともに、所要経費を令和8年度(2026年)予算案に計上しているところです。区としましては、就学前人口の動向や保育の利用希望の状況の変化を踏まえ、保育ニーズに対応した保育施設の定員確保の取組みを今後も継続してまいります。 2. 病児・病後児保育事業について 世田谷区の病児・病後児保育事業では、現在11施設を小児科の医療機関や保育園の運営事業者に委託して運営しています。病児・病後児保育事業の利用者数につきましては、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年(2020年)度に利用者数が大幅に減少しました。その後利用者数は回復傾向にありましたが、令和6年(2024年)度実績は令和5年(2023年)度より減少し、令和7年(2025年)度につきましても現時点では令和6年(2024年)度を下回って推移しています。感染症の流行状況等により利用希望に対応できない場合があることも施設から伺っていますが、利用者数の推移を踏まえ、現時点では施設数の拡大に慎重を期す必要があるものと認識しています。引き続き利用者数等の動向の把握に努め、利用状況を踏まえた施設数の確保に努めてまいります。また、病児保育のシステムにつきましては、すでに複数の施設で運用を行っている状況から区で統一のシステムを導入する予定はありませんが、システム導入を行っていない施設への働きかけを行ってまいります。	子ども・若者部 保育課	電話:03-5432-2325 FAX:03-5432-3018	令和8年(2026年)2月13日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
民泊および旅館の標識の明確化による近隣トラブル未然防止のご提案	国際交流および地域貢献を目的として、旅館業を運営しています。これまで地域密着型の運営を心がけ、近隣の皆様との良好な関係を大切にしてきた中で、世界各国のゲストの方々より、区滞在への喜びの声を多くいただき、世田谷ブランドの価値が着実に育っていることを実感しています。一方で、昨今、一部の民泊においてゴミ出しや騒音などの近隣トラブルが発生しているとの報道やご意見も耳にしています。そこで、規制強化や罰則強化の前に、すぐに実行可能で効果が期待できる、民泊標識の内容明確化および掲示義務徹底による改善案を提案します。民泊に関する近隣トラブルの多くは、物件の許認可状況や連絡先、管理状況等の運営形態がわからないことによると感じます。旅館業・住宅宿泊事業を問わず、事業者名・責任者名・10分以内に対応可能な連絡先・当該施設が宿泊施設である旨の明確な表示を義務化することを提案します。これにより、近隣住民の不安軽減、当事者間での解決の増加、行政負担の軽減、誠実に運営しているホストの保護が期待され、透明性を高めることにより、地域との共存を前提とした健全な宿泊事業の発展が可能になると考えています。作成した資料も見てくださいたく、検討のほど、よろしくお願ひします。	現在、区内の旅館業及び住宅宿泊事業の施設数の増加に伴い、区民の皆様からの相談、苦情が増加しております。今後、区民の皆様との安心と静穏な住環境の確保のための検討が必要であると認識しております。当区では学識経験者、区民代表、事業者代表等から構成される協議会を令和8年(2026年)度に開催し、他自治体の条例等及び優良施設との連携等の事例を踏まえ、様々な立場の方からご意見を伺い、旅館業及び住宅宿泊事業の適切な運営のあり方を検討する予定です。協議会でのご意見をもとに、事業者の適正な運営、区民の皆様が安心し、静穏な住環境で生活するために必要な内容を明確にし、必要であれば条例改正の検討もいたします。	世田谷保健所 生活保健課	電話:03-5432-2904 FAX:03-5432-3054	令和8年(2026年)2月16日	
中学生・高校生の自習室の対象年齢拡大希望のお願い	中学生・高校生の自習室の対象年齢拡大希望のお願いです。区HPに記載の通り、中学生・高校生対象の自習室は多いものの、大人が使える施設は少ないうえ、私の自宅からはかなり離れているか、開放時間がかなり制限されていました。現在リスクリングのために勉強や作業できるスペースを探しているのですが、現状だと使えるスペースが限られている状態です。全年齢は難しいのかも知れませんが、大人と中学生でブースを分ける、大人でも39歳以下は対象とするなど、弾力的な運用の検討をお願いします。	本区が設置している学習スペースは、子ども・若者の学習機会や環境を支援することを目的としており、ご提案いただいた、大人と中学生のブースを分けた運用や、現行施設での対象年齢拡大については、中学生の安心安全を守る防犯上の観点等から慎重に検討する必要があると考えています。一方で、施設によって他の年代も利用できるよう対象年齢を拡大しているほか、区内に3か所ある青少年交流センター(池之上・野毛・希望丘)は対象を39歳までの若者としており、これらの施設の自習室の活用もご検討いただければ幸いです。現行の運用では立地や利用時間が十分でないとのことのご意見については真摯に受けとめ、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	子ども・若者部 子ども・若者支援課	電話:03-5432-2528 FAX:03-5432-3016	令和8年(2026年)2月24日	学習スペース 世田谷区公式ホームページ
世田谷区立梅丘図書館の閲覧席について	梅丘図書館の閲覧席では、中学生の勉強や自習が多く、利用しようとして席に向かうと、消しカスを捨てたゴミ箱などがなく、消しゴムのカスが捨てられていないまま放置されていることが多いです。大きなゴミ箱を一つか二つくらい、カウンターの近くに置くことはできないでしょうか。ゴミ箱が設置されていないために、消しカスを閲覧席に放置してあったり、やむを得ず床に落とされてしまっている現状が見受けられます。ゴミ箱を置くことで、閉館後の清掃スタッフの負担(床の掃き掃除)も軽減されるのではないのでしょうか。何らかの方法で解決していただきたいです。	梅丘図書館の閲覧席(全80席)は、大変多くの方が利用していますが、現在は受験シーズンということもあり、特に中学生の学習利用が多い状況です。早急に2階の受付カウンター付近や閲覧席の予約用端末の机上といった目立つ場所に、ゴミ箱などを設置するとともに、消しゴムのカスを捨ててもらえるよう掲示物などにより案内します。今後も、閲覧席では様々な方の学習利用が想定されるため、快適に利用できるよう環境整備に努めていきます。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話:03-3429-1811 FAX:03-3429-7436	令和8年(2026年)2月24日	
世田谷区立小学校のグラウンドについて	区立小学校に子供が通っております。田畑の多いこの地域に愛着があり気に入っています。ただひとつ困っていることがあります。グラウンドの砂が異常なほど舞い上がることで、そこでグラウンドの砂の変更をお願いしたいのです。あの砂埃の中で子供達が運動するのは、呼吸器系にも良くないと思います。もちろん目の中、鼻の中にも砂が入りますし、生活していても砂埃が舞うために、洗濯物や自動車も砂まみれになります。今回、子供達の健康に害が及ぶと思いメールした次第です。	区では、区立小中学校の校庭について、児童・生徒の安全性を重視しながら、学校運営等の状況を踏まえ、ダスト舗装を基本としております。また、強風時には、スプリンクラーを起動し、風による砂ぼこりの軽減を図っているところです。近年では、主に近隣への影響を及ぼしにくいとされる粒度調整型ダスト舗装を採用し整備を行っており、今後、校庭改修を行う際は、粒度調整型ダスト舗装による整備を行います。引き続き、学校と連携しながら、良好な教育環境の確保を図れるよう、努めてまいります。	教育政策・生涯学習部 施設整備課	電話03-5432-2663 FAX:03-5432-3029	令和8年(2026年)2月24日	
区のおしらせせたがやNO.1997について	区のおしらせの表紙の記事に興味を持ち、内容を見るために2ページ以降を確認しましたが、内容が見当たりませんでした。どうしたら見ることができるのか、問い合わせ先がありましたので携帯で電話をしましたが「この電話番号は現在使われておりません」とのことでした。仕方なく、インターネットで問い合わせ先の電話番号を確認しましたが、電話番号は間違っています。いろいろ試した結果「03」を付けることで電話がかかりました。携帯からだったため「03」を付けないと繋がらなかったのかもしれませんが、3文字節約せず、どんな電話からもかかる電話番号を記載してください。また、記事の詳細は二次元コードを読み込むと見ることができるようでしたが、その説明の記載が紙面になかった。高齢者でも困らないように、スペースのやりくりして電話問い合わせしなくてもいいように説明を添えてください。紙の広報紙を楽しみながら読みたいのです。	当該記事について、紙面から内容が分かりづらく、さらに記載の電話番号にお掛けいただいた際につながらず、ご不便をお掛けいたしました。お問い合わせいただいた電話番号の表記については、紙面スペースの制約上、市外局番「03」を省略して掲載しております。携帯電話からは市外局番の省略ができないため、「03」を含めてお掛けいただく必要があります。この点につきまして、現状では、紙面上に「03」を省略している旨記載を行っておりますが、この度いただいたご意見を踏まえ、読者の皆様にとつての分かりやすさ・利便性とし、紙面スペースの制約との兼ね合いなどを勘案し、電話番号の表記等のより望ましい在り方を模索してまいりたいと思ひます。二次元コードに関しても、ご不便をお掛けしました。紙面スペースに限りがあるため、詳細は二次元コードや「区HP番号」を通じて区のホームページをご案内しております。「区HP」の後ろに記載の番号を、区のホームページの検索メニュー「ページIDから探す」に入力していただくことで、該当ページをご覧いただける仕組みとなっております。ご高齢の方を含め、どなたにとつても分かりやすい紙面を目指し、いただいたご意見を今後の編集やレイアウトの改善にいかしてまいります。区民の皆様にも、楽しく読み進めいただける広報紙となるよう、分かりやすく利用しやすい情報発信を目指して改善を続けてまいります。	政策経営部 広報広聴課	電話:03-5432-2009 FAX:03-5432-3001	令和8年(2026年)2月26日	
図書館の図書検索システム	図書館の図書を図書館の検索システムで検索する際に、タイトルの入力欄に複数のキーワードを入力すると検索できず大変不便です。図書館ホームページのトップページの検索では、複数のキーワードを入力すると検索できます。	図書館ホームページのトップページにある「かんたん資料検索」では、複数のキーワードをスペースで区切ることにより資料検索が可能です。一方、「資料を探す」のページにある「資料の検索」では、どの項目を検索するかを選び、キーワードを一つずつ入力して、組み合わせにより詳細に検索する仕組みとなっております。ご要望のように、一つの項目欄に複数のキーワードを入力したい場合は、トップページにある「かんたん資料検索」をご利用ください。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話:03-3429-1811 FAX:03-3429-7436	令和8年(2026年)2月27日	トップページ 世田谷区立図書館